



注意喚起情報！



著名人を名乗り勧誘

金融商品・サービスの消費者トラブルが急増

SNSをきっかけとして、著名人を名乗り投資を勧誘されたという消費者トラブルが急増しています。

- 有名投資家がノウハウを発信すると謳っていたが、その有名投資家は関与しないものだったうえ、投資額を勝手に決められて違約金も請求された。
- 「絶対に負けない投資家を知っていて自分も投資で儲かった」という有名投資家の姪から勧められてFX取引を始めたが、連絡が取れなくなった。

いったん振込してしまうと、被害回復が困難です！

ひとことアドバイス

- ✓ SNS上で勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう。
- ✓ SNS上には消費者を信用させるために著名人の画像を無断で掲載しているものがあります。
- ✓ 投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合、それは詐欺です。振り込まないでください。
- ✓ 被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えましょう。
- ✓ 不審に思ったら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター

077-528-2662 (平日9時～17時)

消費者ホットライン 188(い・や・や)

